

千葉市からのお知らせです。

公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額（複数ある場合はその合計額）が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額（※）が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

ただし

- 住民税に対して、扶養親族・医療費・寄附金・生命保険料などの控除を追加したい方は、『市民税・県民税』の申告を行ってください。
- 所得税の還付を受けるためには、確定申告書の提出が必要です。

※「公的年金等に係る雑所得以外の所得」で主なものの所得金額の計算方法は、以下のとおりです。

所得の種類	所得の内容	所得金額の計算方法
給与所得	給与、パート、アルバイト収入など	給与等の収入金額－給与所得控除 なお、 <u>給与等の収入金額が85万円を超える場合には、所得金額は20万円を超えることとなります</u>
雑所得 (公的年金等以外)	個人年金など	総収入金額－必要経費
一時所得	生命保険の満期返戻金など	{総収入金額－収入を得るために直接要した金額－特別控除額(最高50万円)} × 1/2
不動産所得	地代、家賃など	総収入金額－必要経費

【問い合わせ先】

中央区、若葉区、緑区にお住まいの方

◇東部市税事務所市民税課 若葉区桜木北2-1-1 若葉区役所内

電話：043-233-8140

E-mail：shiminzei.ETO@city.chiba.lg.jp

花見川区、稲毛区、美浜区にお住まいの方

◇西部市税事務所市民税課 美浜区真砂5-15-1 美浜区役所内

電話：043-270-3140

E-mail：shiminzei.WTO@city.chiba.lg.jp

裏面もご覧ください。

公的年金等を受給されている方の税申告に関する要否判定表

公的年金等の収入金額（複数ある場合は、その合計額）が400万円以下である。

いいえ

はい

公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である。

いいえ

はい

所得税が源泉徴収されている。

はい

いいえ

所得税の還付がある。
又は、株式等の損失がある。

はい

いいえ

管轄の税務署へ『所得税の確定申告書』を提出してください。※『市民税・県民税』の申告は不要です。

★千葉市へ『市民税・県民税』の申告が必要な場合があります。

市民税・県民税の申告が必要な方

- 「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除（社会保険料、配偶者控除、扶養控除など）以外の各種控除（医療費、生命保険料など）の適用を受ける場合
- 公的年金等に係る雑所得以外の所得がある場合（20万円以下の所得であっても市民税・県民税の申告は必要です。）

市民税・県民税の申告が不要な方

- 「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除のみで、控除の追加がなく、他に所得がない場合

2月16日から3月15日の申告期間中（土・日除く）は、申告会場、駐車場ともに大変混み合いますので、お早目の申告をお願いします。